



セーブ・ザ・チルドレンは、お金がなくて食べるものがかえりにこまっている子どもたちのためにおこめなど食べるものをとどけます。

— 申し込み方法 —

申し込みのために大切な情報が書かれています。かならず読んでください。

●5,000世帯にとどけます。

※申し込みをした人が多いときは、抽選でとどける人を選びます。

●だれが申し込みますか：つぎの1～3の条件がすべてあてはまる世帯です。

1. 日本に住んでいる（日本の国籍でなくてもお申し込みいただけます）
2. 0才～18才までの子どもを育てている（2022年4月2日時点で18歳なら今19歳でもOK）
3. 住民税が非課税の世帯

※在留資格が不安定な方や提出書類がわからない方は、下にある「問い合わせフォーム」から連絡してください。

<収入の目安>

家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人
1年間の収入	204.4万円より少ない	221.6万円より少ない	271.6万円より少ない	321.6万円より少ない	370.4万円より少ない

1か月の 収入	17.03 万円く らい	18.46 万円く らい	22.63 万円く らい	26.8 万円く らい	30.87 万円く らい
------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------

参考：東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業<家計急変世帯東京都教育委員会ホームページ>(tokyo.lg.jp)

● どのような書類が必要ですか

申し込むためには、①～⑤の書類のどれかを写真で撮るかスキャンして提出してください。

1 「有効期限内の児童扶養手当証書」

※全部支給のものを提出してください。

2 「有効期限内の児童扶養手当証書（一部支給）」と「遺族・障害年金証書」と「令和4年（2022年）度非課税証明書」3つ

※「児童扶養手当月額支給額 x 12ヶ月」「年金（年額）」「収入（あれば）」の合計額が以下の目安額未満であることをご確認ください。合計額が目安額以上の場合は、申込条件にあてはまらないため申込みいただいても抽選対象にはなりません。

3 「令和4年（2022年）度非課税証明書と子どもの保険証の両方」

※どちらの書類も用意してください。

※働いている大人が2人いるときは、2人分の非課税証明書を提出してください。

※子どもの保険証は、ひとり分の保険証を提出してください。

4 所得割額がゼロとなっている「令和4年（2022年）度市民税・県民税の特別徴収税額通知書」と「子どもの保険証」の両方

※どちらの書類も用意してください。

※働いている大人が2人いるときは、2人分の通知書を提出してください。

※子どもの保険証は、ひとり分の保険証を提出してください。

5 「令和4年（2022年）度非課税証明書」と所得割額がゼロとなっている「令和4年（2022年）度市民税・県民税の特別税額通知書」と「子どもの保険証」

※どちらの書類も用意してください。

※働いている大人が2人いるときは、2人分の書類を提出してください。

※子どもの保険証は、ひとり分の保険証を提出してください。

6 「生活保護受給者証」

※あとで、書類があっているか聞くために連絡する場合があります。

※どの書類もない場合は、下の「問い合わせフォーム」より連絡してください。

●何がとどきますか

ひとつの家族にひとつの箱に入った食べものやぶんぼうぐと役に立つ情報をとどけます。

① 食べもののセット

(米、麺などの主食、おかず、飲みもの、お菓子など)

※アレルギーなど食べられるものが限られている場合への対応はしていません。アレルギーなど、食べられないものがある場合は、食べる前にならず確認してください。

② ぶんぼうぐ

③ セーブ・ザ・チルドレンがつくった役に立つ情報

- ・子どもが学ぶための費用を支援する公的制度の紹介
- ・子どものこころのケアのリーフレット
- ・おやこのための情報サイト紹介
- ・子どもの権利などを学べる啓発ツールの紹介

●いつまでに申し込みが必要ですか

2022年10月31日(月) 午前10:00～11月10日(木) 午前11:00

●どうやって申し込みますか

[こちらのフォーム](#)より申し込みください。

英語のページは <https://bit.ly/3zhEVZy>

※フォームのが難しい場合や、代理の方がの場合は、下の「フォーム」より連絡してください。

●いつとどきますか

12月のはじめごろからはじめます。

【先】

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 「食 応援ボックス」

[問い合わせフォーム](#)

【の保護について】

みなさんに書いてもらう住所や名前などのは、ボックスをたり、アンケートをたり、役に立つを送ったりするために使います。ボックスをたり、をしたり、データをまとめるためにを他の会社にわたすことがあります。他の会社も、セーブ・ザ・チルドレンのプライバシーポリシーを守ってもらい、作業が終わったらデータもしてもらいます。みなさんの許可なく、それ以外の人や会社にをわたすことはありません。

みなさんに書いてもらう内容は、誰が書いたかわからないようにして活動のや、政府へのに使うことがあります。セーブ・ザ・チルドレンのプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。 https://www.savechildren.or.jp/privacy_policy/